

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年8月20日(2009.8.20)

【公表番号】特表2009-501208(P2009-501208A)

【公表日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-002

【出願番号】特願2008-520984(P2008-520984)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/30	(2006.01)
A 6 1 K	35/28	(2006.01)
A 6 1 K	35/36	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/30	
A 6 1 K	35/28	
A 6 1 K	35/36	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/14	
A 6 1 P	25/16	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	19/08	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	21/04	

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月3日(2009.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中枢神経系障害の治療用医薬の調製のための、成体神経幹細胞(aNSC)の使用。

【請求項 2】

炎症を低減させることにより組織防御を誘導するための医薬の調製のための、幹細胞の使用。

【請求項 3】

前記炎症が中枢神経系障害に関連したものである、請求項 2 に記載の使用。

【請求項 4】

中枢性寛容および／または末梢性寛容を誘導するための医薬の調製のための、幹細胞の使用。

【請求項 5】

中枢神経系浸潤性前炎症性 T 細胞のアポトーシスを誘導するための医薬の調製のための、幹細胞の使用。

【請求項 6】

中枢神経系障害に関連した炎症（神経炎症）を低減させることにより、組織防御を誘導するための医薬の調製のための幹細胞の使用であって、炎症に関連するタイムウインドウで中枢神経系障害に罹患した患者に前記幹細胞を投与してもよい、前記使用。

【請求項 7】

中枢神経系障害において中枢性寛容および／または末梢性寛容を誘導するための医薬の調製のための幹細胞の使用であって、炎症に関連するタイムウインドウで中枢神経系障害に罹患した患者に前記幹細胞を投与してもよい、前記使用。

【請求項 8】

前記幹細胞が胚性幹細胞でない、請求項 1～7 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 9】

前記幹細胞が成体多能性体性幹細胞である、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 10】

前記幹細胞が a N S C である、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

前記幹細胞が成体神経前駆細胞である、請求項 1～10 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 12】

前記 a N S C が成体脳または脊髄由来である、請求項 1～10 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 13】

前記幹細胞が炎症部位への標的化部分を含んでなる、請求項 1～12 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 14】

前記幹細胞がプロアポトーシス分子を発現している、請求項 1～13 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 15】

前記治療を中枢神経系障害の発症後に行う、請求項 1～14 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 16】

前記医薬が神経変性障害の治療用である、請求項 1～15 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 17】

前記医薬が中枢神経系障害の治療用であり、かつ該中枢神経系障害が、認知症、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、アルツハイマー病、ハンチントン病、パーキンソン病、脳腫瘍、脊髄損傷および虚血性脳卒中からなる群より選択される、請求項 1～16 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 18】

前記医薬が、慢性炎症を特徴とする全身性障害または臓器特異的障害の治療用である、

請求項 1 ~ 5 、 8 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 19】

前記医薬が、関節リウマチまたはⅠ型糖尿病の治療用である、請求項 18 に記載の使用。